

## 業務仕様書

### 1. 概要

本県の関係人口の創出・拡大を目的として、県内の地域づくり団体等と関係人口との協働による地域づくり活動を行う人材の養成を目的とする「関係人口塾」（仮称）について、研修事業を委託するもの。

### 2. 委託業務期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

### 3. 委託予定金額

4,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 4. 本事業の対象者について

自主的・主体的に地域づくりのための活動・研修等を行う民間団体（以下「地域づくり団体」という。）の関係者、地域づくり活動や地域外との交流・連携に関心のある社会人・学生・自治体職員等とする。

### 5. 委託業務の内容

#### （1）企画・調整業務

##### ア 実施日の決定

講義実施日として4日以上実施すること。

##### イ 講義カリキュラムの策定

地域づくり活動の基礎的な理解を有する団体の参加を前提として、地域課題の整理・明確化と今後の関係人口との協働による活動計画の策定・推進に資するものであること。

##### ウ 講師等との調整用務

協会及び講師、事務局、協会が指定する研修コーディネーターとの情報共有及び事前打ち合わせの実施。

##### エ 講義環境の確保

現地会場及びオンライン会議システムを併用した講座とし、現地開催は60名程度、オンラインは100名程度の参加を想定した環境を整備すること。

- オ 参加者募集チラシの作成
- カ 資料作成
  - 講義資料として、ワークシートや投影用資料を作成すること。
- (2) 研修運営業務
  - ア 事業当日の運営
  - イ 講師及び研修コーディネーターへの謝金及び旅費の支払い
  - ウ 会場使用料等の開催経費の支払い
- (3) 参加者アンケートの作成・集計業務
- (4) その他に本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取り組みを提案し、協会と協議・連携の上、実施する。

## 6. 成果物の提出

成果物は次のとおりとする。

- (1) 実績報告書
  - 本事業の実施内容を記載した実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。
- (2) 電子データ
  - 実績報告書データについては、PDF等の電子データにより提出すること。
- (3) 提出期限
  - 成果物の提出は令和9年3月31日（水）を期限とする。

## 7. 支払の方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。ただし、協会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

## 8 情報のセキュリティの確保

- (1) 情報セキュリティポリシーの遵守
  - 受託者が業務を行う場合に当たっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (2) 個人情報の保護
  - 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 守秘義務
  - 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 9 著作権等

### (1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、制作途中に制作案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物及び受託者又は第三者が従前から保有していた著作権を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又は石川県の地域振興を目的とした活用及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

### (2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

### (3) 権利関係の処理等

①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

### (4) 権利関係に係る留意事項の報告義務

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

## 10 留意事項

(1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、協会はその責を負わないものとする。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質

的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (2) 業務の実施にあたっては、協会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合については、協会と協議の上、決定するものとする。
- (4) 業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。
- (5) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、募集にあたり、再委託を行う場合には、あらかじめ書面による協会の同意を得なければならない。
- (6) 参加者への日当や交通費、宿泊費等の金銭給付は行ってはならない（受入事業者等が自らの費用負担により支給する場合を除く）。